

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 株式会社きんでん

【英訳名】 KINDEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 前田 幸一

【本店の所在の場所】 大阪市北区本庄東2丁目3番41号

【電話番号】 06-6375-6000(代表)

【事務連絡者氏名】 総務法務部長 小林 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南2丁目1番21号

【電話番号】 03-5210-7272(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社総務法務部副部長 長村 幸治

【縦覧に供する場所】 株式会社きんでん
東京本社
(東京都千代田区九段南2丁目1番21号)
京都支店
(京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地(新京都センタービル))
神戸支店
(神戸市中央区浜辺通4丁目1番1号)
奈良支店
(奈良市大安寺6丁目20番8号)
和歌山支店
(和歌山市十一番丁47番地)
滋賀支店
(滋賀県草津市野路東7丁目3番49号)
中部支社
(名古屋市中村区名駅1丁目1番4号(JRセントラルタワーズ))
中国支社
(広島市西区横川町2丁目13番5号)
九州支社
(福岡市博多区祇園町7番20号(博多祇園センタープレイス))
北海道支社
(札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル))
東北支社
(仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー))
四国支社
(高松市福岡町3丁目4番8号)
横浜支社
(横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号(クイーンズタワーC棟))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 東京本社並びに京都支店、神戸支店及び奈良支店を除く支店、支社は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき支店ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供するものである。

1【提出理由】

平成26年6月25日開催の当社第100回定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円 総額2,605,573,176円

その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役14名のうち社外取締役を除く取締役13名に対し、総額81,900,000円を支給する。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、齊藤紀彦、藤田訓彦、前田幸一、川口充功、川越英二、浦島澄男、前田榮孝、石田貢滋、大西良雄、小林賢治、松尾志郎及び吉田治典を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、佐竹育造を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）3
第1号議案	171,199	22	289	（注）1	可決（97.3%）
第2号議案	153,344	17,865	301	（注）1	可決（87.2%）
第3号議案				（注）2	
齊藤 紀彦	154,387	16,756	242		可決（87.8%）
藤田 訓彦	157,829	13,238	319		可決（89.7%）
前田 幸一	157,949	13,195	242		可決（89.8%）
川口 充功	158,022	13,045	319		可決（89.8%）
川越 英二	158,009	13,058	319		可決（89.8%）
浦島 澄男	164,911	6,156	319		可決（93.7%）
前田 榮孝	166,127	4,940	319		可決（94.4%）
石田 貢滋	167,094	3,953	339		可決（95.0%）
大西 良雄	165,912	5,155	319		可決（94.3%）
小林 賢治	165,886	5,181	319		可決（94.3%）
松尾 志郎	167,095	3,972	319		可決（95.0%）
吉田 治典	166,223	4,921	242		可決（94.5%）
第4号議案				（注）2	
佐竹 育造	161,739	9,530	242		可決（91.9%）

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
3．賛成の割合の計算方法は次のとおりである。
本株主総会に出席した株主の議決権数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していない。

以 上